

月報私学

10
2009
VOL.142

日本私立学校振興・共済事業団広報



富山県唯一の中高一貫校で楽しく学校生活を送る生徒たち
写真提供：学校法人 片山学園(富山県富山市)

CONTENTS

- リレー連載 寄付金戦略を考える 第7回
金融経済危機下における大学の寄付募集のあり方を考える…………… 2
- 私立幼稚園の財務状況《平成19年度決算集計》…………… 4
- 平成21年10月1日から出産費・家族出産費が変わりました…………… 6
- 平成21年度加入者証の検認の実施／医療費通知の送付…………… 7
- 在職者への退職共済年金の事前連絡について…………… 8
- 「限度額適用認定証」の交付申請…………… 9
- 交通事故等で加入者証を使用して受診するときは、届け出が必要です…………… 10
- 積立共済年金・共済定期保険 後期募集…………… 11
- みんなのしがきょうさい 私学共済制度の基礎知識⑥…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

リレー連載

寄付金戦略を考える

第七回 金融経済危機下における

大学の寄付募集のあり方を考える

東京大学大学総合教育研究センター共同研究員／
野村證券法人企画部主任研究員 片山 英治

1 はじめに

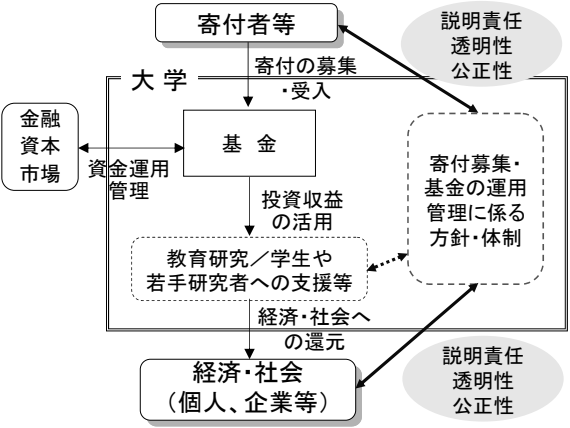
昨今の大学に対する説明責任と透明性に対する要請の高まりは、寄付募集に限った話ではない。しかし、筆者は寄付募集についてその成否が説明責任と透明性の果たし方によって大きく左右されると考えている。それは、寄付は外部からの資金調達手段の一つであるとともに、寄付者による大学に対する(事後的な)「評価」の一形態でもあるからである(注1)。

そこで、本稿ではアメリカの大学における最近の状況を紹介しつつ、筆者が共同研究者として参加した平成十九〜二十年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「大学の資金調達・運用に関わる学内ルール・学内体制等の在り方に関する調査研究」報告書を基に、金融経済危機下におけるわが国の大学の寄付募集のあり方について考えてみたい。

2 アメリカの大学における金融経済危機の影響と対応

アメリカの大学には、寄付を外部から積極的に受け入れ、基金の運用を行い、その果実を教育研究活動や奨学金等による学生、若手研究者に対する支援の充実にあてるという「寄付の拡大再生産」のメカニズムが内在し、大学の永続的な運

表1 アメリカの大学における「寄付の拡大再生産モデル」



(出所)野村證券法人企画部作成。

営を可能にする財務基盤の維持・強化に貢献してきた(表1)。こうした経営モデルは、今回の金融経済危機に伴いどのような修正を迫られているのであろうか。

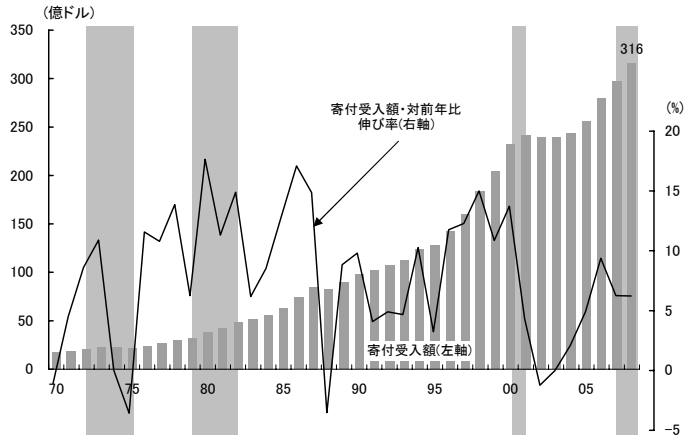
今回の金融経済危機は、アメリカの大学に対し(1)基金の運用益の減少、(2)州政府の財政赤字の拡大に伴う補助金の削減傾向、(3)大学向け寄付の落ち込み、(4)経済的困難を抱える家庭の増加、の四つの経路を通じて影響を及ぼした。このため、代替財源の確保や支出の削減を迫られることとなった大学は少なくない。

このうち、大学向け寄付の動向に注目すると、教育支援協議会(Council for Aid to Education)が二〇〇九年二月二十五日に公表した年次調査報告によると、二〇〇八年の高等教育機関向け寄付は景気の落ち込みにもかかわらず三一六億ドルと過去最高額を記録した(表2)。

同協議会は、プレスリリースにおいて寄付受入額に影響を及ぼす要因として(a)株式市場のパフォーマンス、(b)GDPで表される景気動向、(c)寄付税制の三つをあげている。株式市場の動向は基金や設備向け寄付に、景気動向は経常支出向け寄付にそれぞれ影響を及ぼすとされる。寄付税制の変更が寄付に影響を及ぼした例としては、一九八六年の税制改正法の発効に先立ち寄付の「駆け込み」が発生した後に減少した経緯がある。ただし、表2が示すように寄付額はいったん落ち込んだ後に増加に転じており、トレンドに大きく影響を及ぼすには至っていない。こうした分析を踏まえ、同協議会は二〇〇九〜二〇一〇年の寄付額こそ落ち込むものの、その後回復に向かうと見込んでいる。

二〇〇九年に入ってから全体の像は定かではないものの、大規模キャンペーン(数年間にわたり寄付募集を連続的に実施する手法)を実施中の大学において大

表2 アメリカの大学における寄付受入額と対前年比増減の推移



(注) 影をつけた時期は景気低迷期。
(出所) Council for Aid to Education, Voluntary Support of Education, 各年版より野村證券法人企画部作成。

口寄付の獲得が困難になっている模様がある。こうした状況への対応策として、アメリカの大学は寄付募集に関連し次のような共通した取り組みを行っている。

第一は、足元で寄付受入額の拡大を図るための「募金方法の工夫」である。たとえば、アメリカの大学は大口寄付をひとまとめに受け入れるというよりは数年間で分割して受け入れるのが通常とされているのに対し、コネル大学は前倒しで大学に寄付を納めてもらうことにより足元で生じている予算不足を賄う試みを行っている。バンダービルト大学は、景気の低迷に伴い企業からの寄付が落ち込

んだことを受けて個人向けの勧誘にシフトしている。タフツ大学は、二〇〇九年に入り他大学の多くが大口寄付の落ち込みに直面する中で受け入れに成功している数少ない大学の一つである。同大学は奨学金を必要としている学生数の増大をアピールすることで奨学金向けの恒常募金（アニュアル・ファンド又はアニュアル・ギフト）の募集に注力している。カリフォルニア大学バークレー校は、大学スポーツの運営資金を賄うべくスポーツ基金向けの寄付募集を拡大しようとする試みを開始している。

第二は、「ステークホルダーとのコミュニケーション」である。大学の多くが、金融経済危機への対応に関する学長やプロボスト（学長担当責任者）、CFO（財務担当責任者）といった大学の幹部によるメッセージを掲載したステークホルダー向けのホームページを特設している。また、中長期の戦略的計画（strategic plan）の見直し、あるいは緊急対策（contingency plan）を策定しステークホルダーとのコミュニケーションを活発化させている大学も少なくない。教育支援協議会が二〇〇九年四月にまとめた金融経済危機への寄付募集の対応に関する報告書は、学内関係者とのコミュニケーションとあらゆる関係者に対する透明性、明確かつ一貫したメッセージ、目立つリーダーシップが重要な戦略の一部と指摘している（注2）。

景気回復の見通しが不透明ということもあり、アメリカの大学は適切な対応策に関する答えを見出せているわけではな

い。投資収益や寄付の落ち込みといった状況が今後も続く場合には一段と踏み込んだ対応に至る可能性もあるものの、前述の「寄付の拡大再生産」モデルの方向転換には至っていないという印象である。

3 わが国の大学の寄付募集への示唆

さて、冒頭で紹介した先導的大学改革推進委託事業の報告書が行った寄付募集の実態に関する日米比較によると、寄付の受入額にとどまらず多くの点で違いがみられる（表3）。まず、アメリカの大学では卒業生を中心とした個人からの寄

付の割合が多いのに対し、わが国では法人寄付が中心的な役割を占めている。募集目的に関しては、アメリカでは募金の歴史が長く寄付者も寄付慣れしている私立大学で基金がもつとも多く、経験の浅い州立大学では施設が多くなっている。一方、わが国では募金歴の長い私立大学でも施設の充実に重きが置かれ、しかも使い切り型が多い。

ただ、こうした寄付の使途や募金主体・形態の違いに加え、特に現在の局面で注目すべき相違は「戦略的計画を踏まえたステークホルダーとのコミュニケーション」ではないかと思われる。

アメリカの大学は趣意書に使途を明示し、寄付者に対し恒常的に情報発信を行うと共にドナーレポート等を通じて報告や顕彰等のフォローアップを頻繁に行っている。こうしたステークホルダーに対する説明責任や透明性を踏まえた取り組みが足元でも重視されているのは、既に見た通りである。

わが国の大学の募金担当者の方々に伺いすると、昨今の景気動向と相俟って募金の受入れが伸び悩んでいるとの声が多く聞かれる。こうした状況では、アメリカの大学

の取り組みは従前にもまして遠い世界の話に聞こえるかもしれない。しかし、今回の金融経済危機が大学経営に及ぼした四つの経路―基金の運用益の減少や政府の財政赤字に伴う補助金の削減傾向、大学向け寄付の落ち込み、経済的困難を抱える家庭の増大―が日米で共通しているのも事実である。

以上を踏まえると、わが国の大学においてはステークホルダーによる説明責任と透明性の要請に応える第一歩として、第六回で紹介した学外の卒業生や法人等に対するアンケート調査に加え、学長や理事等経営陣による寄付者の訪問、学内の教職員等とのコミュニケーションの充実といった地道な取り組みが期待される。

（注1）片山英治「新しい資金調達の可能性とステークホルダーズの見直し」『大学外組織評価研究会中間報告書』、大学評価・学位授与機構、二〇〇八年三月。（注2）CASE, Weathering the Economic Climate: Storms, Strategies and Silver Linings: A Report on Conversations of the CASE Commissions, April 2009.

◆片山 英治（かたやま えいじ）
一九九〇年京都大学経済学部卒業。東京大学大学総合教育研究センター共同研究員。野村證券法人企画部主任研究員。

今月の🔑（編集部より）

「金融経済危機下における寄付募集」

寄付募集の成否は、説明責任と透明性の要請に応える地道な取り組みにあるようです。

表3 寄付募集の実態に関する日米比較

	アメリカ	日本
寄付主体	・個人寄付が8割	・法人寄付が中心
寄付の使途	・奨学金、基金、施設向け（私立で基金向けが多い） ・運用益を奨学金に活用	・施設向け、使い切り型が多い ・運用益の使途が不明確
寄付の勧誘	・キャンペーンとアニュアル・ギフトの組み合わせ ・同窓会、クラス会等と連携した戦略的アプローチ	・周年事業が中心 ・受け身、税制優遇に期待 ・卒業生を募金要員として活用する大学もある
コミュニケーション	・寄付者向けの恒常的な情報発信 ・寄付候補者の情報やニーズ、寄付動向を調査で把握 ・フォローアップを重視	・寄付の使途や大学の現状に関する情報発信が不十分 ・趣意書の使途に関する記載が必ずしも明確でない
組織構造	・寄付募集委員会を設置 ・学長のリーダーシップ ・データベースを整備 ・寄付受入方針に基づき是非を判断 ・利益相反を考慮	・募金担当職員の孤軍奮闘が多い ・一部大学が寄付者情報や履歴をデータベース化 ・寄付受入方針はなく、一部大学が利益相反を考慮
戦略的計画	・戦略的計画と募集がリンク	・寄付募集とリンクさせる大学は半数にとどまる

（出所）平成19～20年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「大学の資金調達・運用に関わる学内ルール・学内体制等の在り方に関する調査研究」報告書、東京大学、2008年9月より筆者作成。

私立幼稚園の財務状況

《平成十九年度決算集計》

私学事業団では、平成二十一年八月に、十九年度の決算データを基に、平成二十年度版「今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編、専修学校・各種学校編）」をそれぞれ刊行しました。

今回は、「今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）」より、「学校法人等基礎調査」をご提出いただいた幼稚園法人五、〇三五法人の財務状況について取りまとめました。

1. 少子化の影響

文部科学省の学校基本調査によると私立・国立・公立を合わせた十九年度の園児数は、十年度の一七八万六千人から一七〇万五千人となり八万一千人減少しています。また、幼稚園数についても、十年度の一四、六〇三園から八八〇園減少し、十九年度では一三、七二三園となっています（表1）。

二十一年八月に公表された文部科学省の学校基本調査速報によると、園児数は平成十九年度に比べ更に七万五千人減少し、一六三万人となっています。幼稚園数も、二〇八園減少しており、少子化による厳しい状況は続いています。

表1 園児数と幼稚園数

(単位：人、園)

区 分	10年度	15年度	19年度
園 児 数	1,786,129	1,760,494	1,705,402
私 立	1,419,452	1,392,640	1,367,723
国 立	6,823	6,718	6,457
公 立	359,854	361,136	331,222
幼 稚 園 数	14,603	14,174	13,723
私 立	8,524	8,389	8,292
国 立	49	49	49
公 立	6,030	5,736	5,382

※文部科学省学校基本調査より

2. 幼稚園法人の概況

(1) 消費収支状況

消費収支計算書（一法人当たり）より

十年度から十九年度までの推移をみると、収入の部では、学生生徒等納付金は六千六百万円で横ばい、補助金は十年度に比べ一千万円増加し、帰属収入は一千二百万円増加しています。支出の部では人件費が一千万円増加、経費も四百万円増加し、消費支出は一千四百万円増加しています。帰属収入は増加していますが、人件費・経費の増加により帰属収入から消費支出

を差し引いた帰属収支差額は、徐々に減少しています。今後は、これら経費の削減が幼稚園法人の課題といえます。

法人ごとの帰属収支差額では、十九年度、帰属収支差額がマイナスの法人は一、六六五法人で十年度と比べると四六〇法人増加しています。

一法人当たり帰属収支差額が一千二百万円のプラスでありながら、帰属収支差額がマイナスの幼稚園法人は増加しており、収支状況の二極化が進行しています（表2・3）。

表2 消費収支計算書（1法人当たり金額）

(百万円)

区 分	10年度	15年度	19年度
収入の部			
学生生徒等納付金	67	68	66
補 助 金	33	40	43
そ の 他	22	22	25
帰 属 収 入	122	130	134
基 本 金 組 入 額	△15	△15	△13
消 費 収 入	107	115	121
支出の部			
人 件 費	67	73	77
経 費	38	42	42
そ の 他	3	2	3
消 費 支 出	108	117	122
帰 属 収 支 差 額	14	13	12
消 費 収 支 差 額	△1	△2	△1

表3 帰属収支差額がマイナスの法人

区 分	10年度	15年度	19年度
集計法人数	5,087	5,097	5,035
帰属収支差額の マイナス法人 (割合)	1,205 (23.7%)	1,433 (28.1%)	1,665 (33.1%)

表4 貸借対照表（1法人当たり金額）

(百万円)

区 分	10年度	15年度	19年度
資産の部			
有形固定資産	301 69.8%	335 68.5%	341 66.5%
その他の固定資産	48 11.1%	56 11.5%	67 13.1%
流動資産	82 19.0%	98 20.0%	105 20.5%
(うち現金預金)	70 16.2%	86 17.6%	91 17.7%
合 計	431 100.0%	489 100.0%	513 100.0%
負債の部			
固定負債	44 10.2%	37 7.6%	36 7.0%
流動負債	28 6.5%	26 5.3%	21 4.1%
基 本 金	366 84.9%	434 88.8%	464 90.4%
消費収支差額	△7 △1.6%	△8 △1.6%	△8 △1.6%
負債・基本金の部計	431 100.0%	489 100.0%	513 100.0%

(2) 財政状態

一法人当たりの貸借対照表より、十年度と十九年度を比較すると、資産の部では有形固定資産が四千万円、その他の固定資産が一千万九百万円、流動資産が二千三百万円それぞれ増加しており、現金預金の増加も含め、資産の部は増加しています。

構成比率をみると、有形固定資産のみに三・三ポイント下降し、六・六・五％となっており、施設・設備投資を控え、資金を引当特定資産や現金預金として内部留保していることがうかがえます。

問い合わせ先
私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三(三三三〇)七八四四・七八四五
Eメール center@shigaku.go.jp

負債・基本金・消費収支差額の部では、
固定負債が八百万円、流動負債が七百万
円減少、それぞれの構成比率についても
減少しています(表4)。

3. 都道府県別財務比率

最後に、消費収支計算書関係比率(平均値)の中から、収入構成を見るための
学生生徒等納付金比率、補助金比率、支
出構成を見るための人件費比率、教育研
究(管理)経費比率、収入と支出のバラ
ンスを見るための人件費依存率、学校法
人の経営状況を見るための帰属収支差額
比率をそれぞれ都道府県ごとにまとめ
ました。

これらの財務比率だけで財政や経営の
是非を判断するものではありませんが、
各学校法人等において、今後、経営の活
性化を検討される場合の参考としてご利
用ください(表5)。

以上、簡単に幼稚園法人の財務状況を
まとめました。

「学校法人等基礎調査」は毎年各都道
府県を通じて実施しております。今後と
も、引き続きご協力をお願いいたします。

表5 都道府県別財務比率一覧(幼稚園部門)

区 分	部門数		学生生徒等 納付金比率		補助金比率		人件費比率		人件費依存率		教育研究(管理) 経費比率		帰属収支差額比率	
	15年度	19年度	15年度	19年度	15年度	19年度	15年度	19年度	15年度	19年度	15年度	19年度	15年度	19年度
	園	園	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
北海道	455	458	52.5	51.0	37.6	36.1	62.1	62.1	118.3	121.8	29.9	31.4	6.5	5.3
青森	115	109	47.3	46.6	36.1	37.1	65.1	67.1	137.8	144.0	28.3	31.0	5.6	0.4
岩手	85	83	42.0	43.4	38.5	37.2	62.4	63.6	148.5	146.6	31.7	33.9	4.0	1.7
宮城	152	145	52.9	51.3	31.4	32.3	56.1	58.4	106.1	113.9	33.3	33.9	9.0	6.7
秋田	65	60	44.9	45.3	39.9	34.9	55.1	59.9	122.5	132.0	32.4	35.5	8.9	0.5
山形	88	84	42.7	39.6	39.9	39.2	62.5	61.6	146.4	155.8	30.8	31.4	5.5	6.2
福島	125	125	42.9	42.3	40.2	39.3	59.8	60.6	139.2	143.2	29.7	31.4	9.4	7.2
茨城	175	182	40.1	40.4	43.1	44.3	59.6	58.0	148.7	143.4	29.3	29.8	10.1	11.0
栃木	182	179	53.5	51.6	37.3	37.4	62.5	61.1	116.7	118.3	27.1	28.1	8.9	9.1
群馬	111	101	46.2	48.7	38.5	38.7	63.7	63.6	137.7	130.7	30.3	31.5	5.2	4.3
埼玉	511	504	53.2	52.1	28.4	27.8	55.4	55.9	104.3	107.2	31.2	31.8	11.9	11.1
千葉	390	394	51.9	52.7	31.2	32.2	56.7	56.9	109.3	108.0	28.5	29.4	13.5	12.2
東京	424	439	57.8	56.7	25.9	24.8	59.4	58.4	102.7	103.1	28.1	28.5	11.2	11.8
神奈川	508	496	61.7	59.9	22.3	24.0	56.0	56.7	90.7	94.6	28.8	29.3	13.6	12.6
新潟	93	108	44.7	44.8	42.5	41.3	64.6	67.9	144.6	151.7	28.3	30.2	4.7	1.1
富山	53	52	45.0	46.1	37.9	39.5	54.4	55.7	121.0	120.8	39.1	40.0	5.7	3.6
石川	67	61	49.2	51.6	41.5	42.4	65.1	65.8	132.2	127.5	28.6	33.2	5.4	△2.3
福井	30	28	46.8	38.8	35.0	31.0	61.3	50.2	130.8	129.4	29.9	25.3	5.7	17.9
山梨	62	61	50.3	49.6	34.3	35.9	60.4	65.1	119.9	131.3	33.6	33.6	4.9	△0.1
長野	95	102	54.0	54.2	36.0	36.0	66.2	64.8	122.6	119.7	26.4	28.4	3.9	4.2
岐阜	93	84	47.7	52.7	31.6	31.6	58.6	59.1	122.9	112.3	31.7	33.3	9.0	6.5
静岡	223	219	45.2	46.2	36.6	38.3	59.7	58.5	132.2	126.7	29.5	31.0	9.3	9.0
愛知	403	402	40.0	39.6	40.3	40.8	58.8	57.8	146.8	145.9	31.6	30.9	8.7	9.9
三重	46	58	48.7	49.2	32.8	32.0	62.1	61.0	127.4	124.0	29.7	31.7	7.2	6.7
滋賀	24	24	40.5	36.3	47.7	48.0	62.6	63.9	154.6	175.8	28.9	29.6	7.9	6.1
京都	134	138	46.8	46.3	35.8	37.5	55.8	59.8	119.2	129.0	29.8	33.1	13.6	5.3
大阪	392	374	42.1	41.2	39.6	40.4	54.5	55.6	129.4	134.8	34.2	34.3	9.8	8.7
兵庫	202	193	51.4	49.1	32.1	33.4	54.4	53.9	105.7	109.7	31.1	31.3	13.7	13.4
奈良	39	38	49.9	49.3	33.6	32.9	59.1	59.8	118.3	121.4	33.9	36.0	6.6	3.6
和歌山	43	41	42.8	38.7	43.3	43.7	63.6	63.9	148.5	164.9	30.4	29.9	4.3	5.8
鳥取	29	29	50.8	47.2	35.3	39.0	65.0	62.2	128.0	131.7	27.2	27.9	5.9	8.3
島根	14	12	43.5	57.1	36.6	32.1	60.3	65.4	138.5	114.4	32.2	39.3	4.7	△7.8
岡山	35	31	38.3	40.8	41.1	42.3	62.9	65.0	164.0	159.3	23.8	26.0	12.1	8.8
広島	176	184	43.9	44.4	40.0	40.7	53.9	55.5	122.8	125.1	36.6	37.0	8.3	6.3
山口	116	113	36.3	34.8	48.4	47.2	62.7	58.6	172.7	168.3	29.3	29.3	6.9	11.5
徳島	8	9	61.0	56.8	26.6	25.7	56.3	62.4	92.2	110.0	28.5	30.5	14.2	6.4
香川	31	30	52.8	52.4	34.7	34.8	65.8	65.0	124.6	124.1	28.9	31.1	3.0	3.0
愛媛	81	76	47.9	48.1	37.8	36.9	58.9	62.0	122.8	129.0	27.9	27.9	10.2	7.6
高知	28	30	45.4	45.7	39.0	40.0	60.6	64.7	133.4	141.7	29.0	29.0	9.1	4.8
福岡	317	334	52.8	52.5	33.1	34.1	55.6	59.0	105.3	112.2	31.0	32.0	12.3	7.8
佐賀	85	77	50.9	52.0	35.3	35.4	60.5	64.8	118.8	124.7	32.2	33.5	5.8	1.1
長崎	128	123	52.7	53.4	32.3	32.2	63.1	63.4	119.7	118.7	30.1	32.7	4.7	1.8
熊本	108	108	41.9	39.3	51.3	51.3	65.5	63.1	156.5	160.4	25.4	26.6	8.5	9.6
大分	66	62	41.0	42.1	38.6	41.5	58.6	59.2	142.9	140.8	29.0	29.5	7.7	10.6
宮崎	113	115	39.4	39.7	45.6	46.5	63.7	64.5	161.5	162.6	28.1	30.4	7.2	4.2
鹿児島	150	142	41.2	40.1	44.9	44.6	61.2	59.2	148.4	147.6	34.1	33.7	3.9	6.3
沖縄	24	16	46.2	47.1	34.9	33.9	54.8	54.1	118.7	114.7	33.0	33.1	11.6	11.9
全国平均	* 6,894	* 6,833	49.7	49.2	34.1	34.3	58.2	58.6	117.2	119.0	30.4	31.1	10.0	9.0

* 部門数は学校法人が設置する幼稚園数である。

〔参考〕学生生徒等納付金比率：学生生徒等納付金／帰属収入

補助金比率：補助金／帰属収入

人件費比率：人件費／帰属収入

人件費依存率：人件費／学生生徒等納付金

教育研究(管理)経費比率：(教育研究経費＋管理経費)／帰属収入又は経費／帰属収入

帰属収支差額比率：帰属収支差額(帰属収入－消費支出)／帰属収入

平成二十一年十月一日から

出産費・家族出産費が変わりました

政府の緊急の少子化対策として平成二十一年十月一日から二十三年三月三十一日までの出産について出産費・家族出産費が次のとおり改正されます。

1 出産費等の額の引き上げ

出産費・家族出産費の額が四万円引き上げられ、次のとおり変更となります。

- ①産科医療補償制度の対象となる出産をした場合：四二万円
- ②産科医療補償制度の対象とならない出産をした場合：三九万円
- 出産費付加金・家族出産費付加金（五万円）に変更はありません。

2 直接支払制度の創設

これまで、加入者が私学事業団に産費等を事前申請することにより、本事業団が医療機関等に出産費・家族出産費・出産費付加金・家族出産費付加金を支給する方法（受取代理制度）がありました。廃止となりました。

これに代わり「直接支払制度」という新しい制度が十月からスタートしました。「直接支払制度」とは、加入者が出産費・家族出産費の請求・受け取

りを医療機関等に委任することにより、四二万円（又は三九万円）までの出産費用を本事業団が直接医療機関等に支払うというものです。「直接支払制度」を利用すると、出産費用のうち四二万円（又は三九万円）までは、医療機関等の窓口で負担しなくて済むことになります。

「直接支払制度」の利用手続きは医療機関等で

「直接支払制度」を利用するにあたっては、加入者が加入者証を提示のうえ医療機関等にある所定の書類で手続きをしてください（加入者が本事業団に請求手続きをする必要はありません）。

また、出産費用が出産費・家族出産費の額（四二万円又は三九万円）未満であったときは、医療機関等の請求に基づいて、本事業団が自動的にその差額を決定し、学校法人等を経由して加入者に支給します。出産費付加金・家族出産費付加金についても同様に自動的に支給します（本事業団への手続きは不要です）。

●私学事業団に手続きが必要とき

海外で出産した場合や直接支払制度を希望しない場合は、従来どおり「出産費・家族出産費・出産費付加金・家族出産費付加金請求書」の用紙を使用し、加入者が学校法人等を経由して請求してください。請求書には、次の添付書類が必要となります。

- (1) 海外で出産した場合
海外で出産した旨の加入者の口述書
- (2) 直接支払制度を希望しない場合
①医療機関等から交付される代理契約に関する文書（直接支払制度を利用していない旨明記されたもの）
- ②医療機関等が発行した「費用の内訳を記した明細書」
- ③産科医療補償制度の確認書類
- ④産科医療補償制度の対象となる出産のとき
「産科医療補償制度の対象分娩である旨のスタンプ印」の押印された領収書の写し
- ⑤産科医療補償制度の対象とならない出産のとき
産科医療補償制度の対象分娩でない旨の加入者の口述書

資格喪失後の出産費でも「直接支払制度」が利用できます

資格喪失時に引き続き一年以上加入者であった人が、資格喪失後六か月以内に出産した場合で、私学共済制度か

ら出産費を受けることを希望するときにも「直接支払制度」を利用することができます。

利用にあたっては、医療機関等との手続きの際に、出産のときに加入している健康保険の保険証とともに証明書（私学事業団から資格喪失後の出産費を受ける資格がある旨を証明したものを）を提示することになります。

この証明書は本事業団が発行しますので、任意の用紙に「資格喪失後の出産費を私学事業団から受けるための資格証明書発行希望」と明記のうえ、①加入者番号、②氏名、③生年月日、④連絡先（証明書送付先）住所、⑤連絡先電話番号を記入し、本事業団までご請求ください（私学共済事業ホームページに掲載しています）。

また、出産費用が出産費の額（四二万円又は三九万円）未満であったときは、「出産費・家族出産費・出産費付加金・家族出産費付加金請求書」の用紙を使用し、その差額を本事業団に請求してください。請求書には、医療機関等が発行した「費用の内訳を記した明細書」を添付してください（この請求は、学校法人等を経由する必要はありません）。



なお、二十三年度以降の出産費等の制度については、保健給付及び費用負担のあり方について引き続き検討が行われ、所要の措置を講じられる予定となっています。

平成二十一年度

加入者証の検認の実施

加入者証を正しく使用して
いただくために

加入者証の適正な使用を確認するため、私学事業団では毎年一定の期日を定め、加入者証の検認を行っています。加入者証の記載内容に変更がないか、再確認をお願いします。

(1) 対象者

加入者及び被扶養者

※就職、所得の増加、別居などによって被扶養者の要件を欠いている場合は、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

(2) 学校法人等への通知

検認の対象者及び検認方法について、十一月下旬に学校法人等あて通知します。

(3) 私学事業団への報告

結果については、「加入者証等検認結果報告書」で報告してください。

無効の加入者証回収と返納のお願い

無効の加入者証については、「加入者証回収調査票」を送付するなど回収に努めていますが、なかなか回収率が上がりません。

加入者の資格喪失や被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証等は必ず回収し、返納してください。

① 「資格喪失報告書」を提出する際には必ず加入者証等（遠隔地被扶養者証・高齢受給者証を含む）を添付してください。加入者証等の紛失により添付できないときは「加入者証返納不能届書」を提出してください。

② 被扶養者を取り消した場合、新しい加入者証等が届いたら直ちに「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」（事務の手引）八六頁参照）に旧加入者証等を添付し、返納してください。

③ 加入者、被扶養者、任意継続加入者が長寿（後期高齢者）医療制度に加入した後は、本事業団の加入者証等は使用できません。加入者証等は、必ず返納してください。

私立学校教職員共済加入者証	
加入者番号	13-E-999 1234
氏名	シバタ イチロウ 私立 一郎 男
生年月日	昭和49年11月16日
住所	東京都港区7-5-1
資格取得年月日	平成11年4月1日
所在地	文京区湯島7-1-5
名称	湯島学園小学校
所在地	東京都文京区湯島1丁目7番5号
保険番号	34130021
保険種別	日本私立学校教職員共済事業団
交付年月日	平成19年12月1日
有効期限	平成22年11月30日

医療費通知の送付

五月診療の医療費について十月下旬に
「医療費のお知らせ」をお送りします。

1 医療費通知の目的

病気やケガの治療のために加入者証を使って保険診療を受けると、窓口で医療費の一部を受診者が支払い、残りの医療費を社会保険診療報酬支払基金を経て私学事業団が医療機関に支払う仕組みになっています。このため、医療費の総額については、わかりにくいのが現状です。

本事業団では、「健康であることの大切さ」を再認識し、「医療費の適正化」を図ることを目的として、毎年、医療機関からの五月分の請求について、保険診療の対象となった医療費の総額をお知らせしています。

通知には、受診者名、受診年月、診療科目、診療日数、医療費総額、自己負担額を記載しています。医療機関名や疾病名など診療内容については記載していません。

また、入院時の差額ベッド代や自費診療などの医療費は含まれません。このため、窓口負担額と通知する自己負担額が一致しないこともあります。

2 医療費通知についてのごお願い

なお、医療機関からの請求が遅れたことにより、四月以前の診療分が含まれている場合や五月の診療であっても通知されない場合がありますので、ご了承ください。

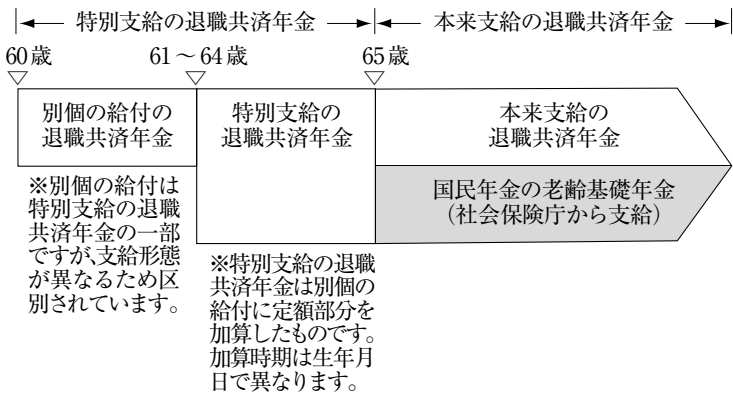
医療費通知は、加入者等のプライバシーにかかわることから「親展」扱いとして、十月下旬に学校法人等あて（任意継続加入者は自宅あて）に送付します。通知の趣旨を説明のうえ加入者に渡してください。



在職者への退職共済年金の 事前連絡について

退職共済年金は六十五歳前に支給する「特別支給の退職共済年金」と六十五歳から支給する「本来支給の退職共済年金」に大別されますが（左図）、各々の受給権は、私学に在職中であっても受給要件をすべて満たしたときに発生します。私学事業団では次の要領で学校法人等を通じ、在職者に対し退職共済年金の請求について事前連絡や未請求の連絡をしています。受給権発生から五年を経過すると時効により年金を受ける権利が消滅しますので、確実に請求するよう該当者へご案内ください。

「特別支給の退職共済年金」と「本来支給の退職共済年金」



1 六十歳時に「特別支給の退職共済年金」請求の事前連絡を行っています

①対象者

在職中で、六十歳到達月の末日において加入者期間が一年以上となる人

②送付する時期（図1）

六十歳到達月の一か月前に学校法人等へ次のものを送付します。

- ・「六十歳時点で在職中の方の退職共済年金の請求手続きについて（事前連絡）」（該当者の一覧表です）
- ・「退職共済年金決定請求書」

●「特別支給の退職共済年金」の受給要件

- ・年齢が六十歳以上であること
- ・私学共済の加入者期間が一年以上あること

- ・公的年金制度の加入期間等が合計で二十五年以上あること

事前連絡の対象とならない人

六十歳以上で加入した人（図2-①）や六十歳到達月の末日において加入者期間が一年未満の人（図2-②）についてはこの事前連絡の対象となりませんので、加入者期間が一年になった時点で請求手続きをしてください。

請求書等は共済事業本部広報相談センター又は各ガーデンプレス（東京・京都を除く）共済業務課へ請求していただくか、私学共済事業ホームページからダウンロードしてください。

2 六十五歳時に「特別支給の退職共済年金」にかかる未請求の連絡を行っています

①対象者

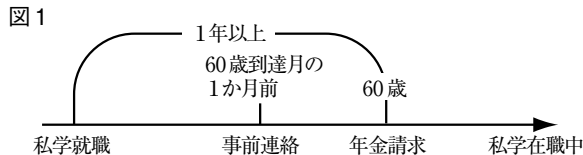
在職中で、六十五歳到達月の末日において加入者期間が一年以上で「特別支給の退職共済年金」の請求を行っていない人

②送付する時期

- 六十五歳到達月の三か月前に学校法人等へ次のものを送付します。
- ・「六十五歳時点で在職中の方の退職共済年金の請求手続きについて（お知らせ）」（該当者の一覧表です）
- ・「退職共済年金決定請求書」

60歳時の「特別支給の退職共済年金」請求の事前連絡

事前連絡対象の人



事前連絡対象外の人

図2-① 60歳以上で加入した人

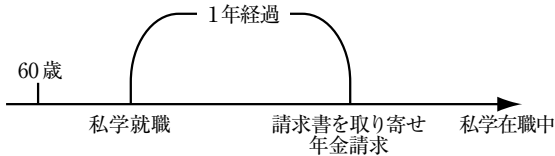
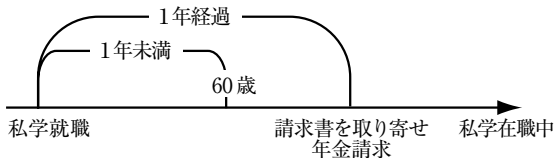


図2-② 60歳到達月の末日において加入者期間が1年未満の人



●「本来支給の退職共済年金」の受給要件

- ・年齢が六十五歳以上であること
- ・私学共済の加入者期間が、在職中の場合一年以上あること、又は退職している場合一か月以上あること
- ・公的年金制度の加入期間等が合計で二十五年以上あること

未請求の連絡の対象とならない人

六十五歳以上で加入した人や六十五歳到達月の末日において加入者期間が一年未満の人は、特別支給の退職共済年金の受給権が発生しませんので、未請求の連絡の対象にはなりません。加入者期間が一年になった時点で「本来支給の退職共済年金」の請求手続きをすることになります。

請求書等は共済事業本部広報相談センター又は各ガーデンパレス（東京都・京都を除く）共済業務課へ請求するか、私学共済事業ホームページからダウンロードしてください。

なお、「本来支給の退職共済年金」は、支給繰下げすることもできます。詳しくは、共済事業本部に問い合わせてください。

3

七十歳時に「特別支給の退職共済年金」及び「本来支給の退職共済年金」にかかる請求の連絡を行っています

①対象者

七十歳みなし退職をむかえる加入者で、「特別支給の退職共済年金」及び「本来支給の退職共済年金」の請求をしていない人（七十歳みなし退職によって「本来支給の退職共済年金」の受給権が発生する人も含まれます）

②送付する時期

七十歳到達月の一か月前に学校法人等へ次のものを送付します。
・「長期給付加入者の七十歳資格喪失について（事前連絡）」（該当者の一覧表です）
・「退職共済年金決定請求書」

お願い

退職後に受給権が発生する人については、本人が直接本事業団へ退職共済年金請求の申し出をすることになります。つきましては、退職時に学校法人等から加入者へ、受給権発生時には請求もれがないように直接本事業団へ連絡するようにご案内ください。

また、すでに退職している人から学校法人等へ退職共済年金の請求について問い合わせがあった場合も同様にご案内ください。

「限度額適用認定証」の交付申請

七十歳未満の人が入院したときに窓口負担を軽減することができます

通常、医療機関の窓口で支払った自己負担が高額になった場合、「高額療養費」「一部負担金払戻金」又は「家族療養費付加金」が後日学校法人等を経由して現金で支給されます。

しかし、一時的でも窓口で高額な支払いをすることは大きな負担となります。このため、七十歳未満の人が「加入者証」とともに「限度額適用認定証」を窓口へ提示すると、「高額療養費」に相当する部分を私学事業団が医療機関に支払う制度があります。

これによって、受診者は「高額療養費算定基準額」（自己負担限度額）までを窓口で支払えばよいことになり、窓口負担が軽減されます。

●「限度額適用認定証」の交付申請手続き

「限度額適用認定申請書」に所定の事項を記入のうえ、学校法人等を経由して申請してください。申請用紙は、私学共済事業ホームページからダウンロードもできます。

なお、入院期間が短期間等のため「限度額適用認定証」の申請をしなかった場合、窓口の自己負担は三割（又は二割）となりますが、「高額療養費」等は学校法人等を経由して、自動払いで

支給されますので手続きは必要ありません。

●七十歳以上の人が入院したとき

七十歳以上の人が入院したときは「高齢受給者証」で自己負担限度額が確認できるため「限度額適用認定証」は必要ありません。

高額療養費算定基準額（自己負担限度額）	
上位所得者 (標準給与の月額が 53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者 (加入者本人が 市区町村民税非課税者)	35,400円

【一般の事例】

総医療費300,000円のときの自己負担限度額
 $80,100円 + (300,000円 - 267,000円) \times 1\% = 80,430円$
 *「限度額適用認定証」を提示しなかったときの窓口自己負担は90,000円(3割)となります。
 *「一部負担金払戻金」等は後日支給されます。

交通事故等で加入者証を使用して

受診するときは、届け出が必要です

職務上や通勤途上以外の交通事故等で負傷し、加入者証を使用して治療を受ける場合は、私学事業団へ届け出が必要です。速やかに短期給付課調整係までご連絡ください。なお、職務上や通勤途上の交通事故等では、加入者証を使用することができません。この場合は、労働者災害補償保険（労災保険）の適用になりますので、所轄の労働基準監督署に届け出をしてください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合（第三者加害行為）、職務上・通勤途上の事故等でなければ、原則として加入者証を使用して治療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は、本来加害者（相手方）が負担すべきものですから、加入者証を使用したときは本事業団が負担した治療費等について、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険や任意保険など）に請求します。そのため、加入者等からは、本事業団が加害者（相手方）に損害賠償請求を行うために必要な書類を提出していただくこととなります。

◆届け出の際の確認事項

加入者等から次の①～⑦を確認のうえ、短期給付課調整係まで連絡してください。

①加入者番号・加入者氏名

②療養者氏名、続柄、生年月日

③事故日・初診日

④事故の発生状況

・勤務中や通勤途上でない事故であることを必ず確認してください。

・勤務中や通勤途上の事故で、誤って加入者証を使用したときは、本事業団が立て替えた治療費等の返還手続きが必要です。

⑤事故の内容

・加入者等及び相手方の交通手段（車、自転車、歩行中等）を確認してください。
・加入者等が運転していた事故か同乗中の事故かを確認してください。

⑥相手方の有無

・自損事故や相手不明（あて逃げ等）の場合でも届け出が必要です。

⑦警察への届け出の有無

・加入者証を使用して診療を受ける場合は「人身事故」として警察へ届け出てください。

◆私学事業団への提出書類

①損害賠償請求権届出書

②状況報告書（A3判）

③事故発生状況報告書（A4判）

④保険契約内容

⑤誓約書

・相手方に記入・押印してもらってください。

⑥念書

⑦第三者行為にかかる最終治療等の連絡について

・治療中の場合は最終治療後又は症状が固定した後に提出してください。

⑧交通事故証明書（人身事故扱いのもの、原則原本）

・物件事故扱いになっている場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」（原本）が必要です。

⑨示談書の写し

・示談された後に提出してください。

※右記の書類（⑧、⑨を除く）は学校法人等から事故の連絡を受けたときに、説明文及び記入例とともに送付します。

※①、②は学校法人等の代表者印が必要です。ただし、任意継続加入者は不要です。

※加入者側の過失が大きく相手に賠償請求ができないと考えられる事故であっても、賠償請求できるかどうかは本事業団で判断しますので、必ず書類を提出してください。

※交通事故以外の第三者行為によるケガなどの場合は、①、②、⑤、⑥、⑦、⑨を提出してください（必要な書類のみ送付します）。

◆次のような事故も第三者加害行為の扱いとなる場合がありますので、必ず届け出てください

・加入者や被扶養者が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）

・駐停車中の車に対する追突事故

・自転車同士や自転車と歩行者の事故

・スキー滑走中の衝突事故

・他人の飼犬に咬まれたケガ、喧嘩や暴行によるケガなど

◆示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、合意のもとに成立すると民法上の和解契約（民法第六九五条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、立て替えた治療費を加入者から返還していただくこととなります。

このため、可能であれば、示談書等に本事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨明記していただくようお願いいたします。例えば「日本私立学校振興・共済事業団が一時立替負担している同人の診療費等については、同事業団が保険給付を行っている限度で、別途求償に応じるものとする。」などと明記してください。

積立共済年金・共済定期保険 後期募集 (平成22年4月1日加入)

募集期間 11月2日(月)～11月30日(月) 私学事業団必着

●積立共済年金(つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

税制適格コース (個人年金保険料控除の対象)	
満65歳までに10年以上掛金を積み立て	→退職(脱退)後、年金又は一時金を選択
自由選択コース (一般生命保険料控除の対象)	
満65歳までに2年以上掛金を積み立て	→退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

●共済定期保険(きょうさいていき)【共済定期保険専用フリーダイヤル ☎ 0120(716)267】

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

※1年毎に収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

平成20年度配当率	
家族年金コース・学校加入コース	41.50%
医療保障コース	46.75%

※退職後も継続して加入できる「退職後保障プラン」を引受保険会社で用意しています。このプランの加入資格年齢は18歳以上で共済定期保険脱退日直前まで継続して2年以上加入している人が対象です。

今回の募集では、昨年同様、個別案内付申込書が入った封筒を10月下旬に学校法人等あて送付しますので、配付をお願いします。

家族年金コース (主契約です)	加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます。(配当金を還元)
医療保障コース	病気やケガで5日以上入院したとき(配当金を還元)
医療費支援コース	日帰りからの入院も保障 その他手術、女性疾病にも対応
3大疾病保障コース	がん、急性心筋梗塞、脳卒中と診断され、所定の状態となったとき
長期休業補償コース	病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき
学校加入コース	学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています。(配当金を還元)

●申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みは「新規加入申込書」を、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレット及び共済事務担当者保管の「共済定期保険事業関係約款」に記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校法人等に訪問して説明会を開催いたします。ご希望の場合は保健課貯金係まで申し出てください。

○事業別の収入と支出(概要)

- 短期給付及び長期給付事業は、法律(私学共済法)に基づく私学教職員の共済制度であり、長期給付事業では国等から補助金(基礎年金関係)を受けています。
- 事業別では、掛金と補助金等を加えた収入額と給付や支援金等の支出額とのバランスがとれるよう予算を作成して健全で円滑な業務を行っています。

【短期給付の収入】(20年度)

掛金収入	その他収入(利息等)	合計額
1,927億7千万円	6億3千万円	1,934億円

*国等からの補助金はありません。

【短期給付の収支】

収入合計額	支出合計額	支出の内訳 (主なもの)	医療給付額	後期高齢者 支援金	前期高齢者 納付金	病床転換 支援金	老人保健 拠出金	退職者給付 拠出金
1,934億円	1,833億6千万円	加入者一人 当たり金額	1,092億2千万円	313億8千万円	221億1千万円	2千万円	32億3千万円	173億円
			221,100円	63,500円	44,800円	41円	6,500円	35,000円

収支差は

100億4千万円の黒字

支出が収入の範囲内であり健全な運営となっています。

剰余金は積立金として処理し、病気の大流行等による医療給付の突発的増嵩に備えます。

◆医療給付額の内訳◆
保健給付(療養の給付、出産費等) 991億1千万円
災害給付(弔慰金等) 2千万円
休業給付(傷病手当金、出産手当金等) 43億6千万円
付加給付等 57億4千万円

【長期給付の収入】(20年度)

掛金収入	財務収益*	補助金等			合計額
3,189億8千万円	512億7千万円	国庫補助金*	基礎年金交付金	その他*	4,561億1千万円
		636億8千万円	145億7千万円	76億1千万円	

*財務収益は有価証券の利息等
*国庫補助金の主なものは基礎年金拠出金に対するもの(616億8千万円)
*その他の収入の主なものは都道府県補助66億円

【長期給付の収支】

収入合計額	支出合計額	支出の内訳 (主なもの)	年金給付額	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	その他*
4,561億1千万円	4,871億9千万円	加入者一人* 当たり金額	2,507億9千万円	1,691億円	80億1千万円	592億8千万円
				358,200円	17,000円	

収支差は

310億7千万円の赤字

理由
年金積立金の運用が経済危機の中、目標に達しなかったことによります。年金積立金の運用は経済状況に左右されますが、中・長期観点から目標の達成を図っており単年度での赤字によって年金財政に直ちに影響を及ぼすことはありません。

年金者数 328,688人
退職給付 270,900人
障害給付 2,301人
遺族給付 55,487人

年金積立金は3兆4,366億1千万円となっており、財政は安定しています。

*加入者一人当たり金額は拠出金額を加入者数で除しています。参考値として参照ください。
*その他の支出の主なものは年金積立金の信託運用額(589億円)

MEMO①

○国庫補助金

- 事務費の国庫補助
共済業務を行うための事務費用が国庫から補助されています。補助額は3億6千万円で、事務費総額38億3千万円の約9%にあたります。
- 特定健診等費用補助
福祉事業(保健事業、貸付事業、宿泊事業等)のうち、保健事業の特定健診等の補助事業費に対し1億7千万円が補助されています。

MEMO②

○私学共済制度未適用校

私学共済制度は全国の私立の大学から幼稚園、専修・各種学校(20年度適用校14,236校)を対象に教職員の社会保険を扱っていますが、制度設立時の経緯等により適用を受けていない学校が、短期・長期共未適用11法人36校、短期のみ未適用7法人14校、長期のみ未適用3法人3校あります。これらの学校の社会保険は健康保険や厚生年金などですので、掛金の負担割合(支援金等を含みます)や給付内容は異なります。

みんなのしがくきょうさい

私学共済制度の基礎知識 ⑥

今回は、短期給付(医療)と長期給付(年金)の掛金と事業の費用などについて概要を説明します。

○掛金に含まれるもの

- 加入者が納付する医療や年金の掛金には、給付分以外に支援金等の費用が含まれています。
- 短期給付の支援金等には、長寿医療制度(後期高齢者)支援金、前期高齢者納付金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金があります。この支援金等のうち老人保健拠出金と退職者給付拠出金は、平成20年4月に高齢者医療制度(前期及び長寿医療制度)が創設されたことにより廃止されましたが、退職者給付拠出金については経過措置によりしばらくの間存続することになっています。
- 介護分掛金は介護保険の適用を受ける40歳以上の人が負担するものであり、共済掛金とは別個のものですが併せて徴収を行っています。
- 長期給付では将来にわたって給付額や基礎年金拠出金等の費用に見合う掛金が必要なため、原則として5年ごとに年金財政を見直すための財政再計算を行っています。再計算は直近では平成16年に行い、5年目にあたる今年(平成21年)も実施しています。再計算にあたっては将来の加入者数や年金者数、給与指数、年金者消滅率、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りなどの経済前提等を積算の条件として掛金率や財政の将来見通しを算定します。長期給付の財政は給付期間が長いことなどから短期給付の財政と仕組みが異なります。なお、長期給付掛金には基礎年金拠出金*と年金保険者拠出金*の費用が含まれています。

*基礎年金拠出金は基礎年金に要する費用

*年金保険者拠出金はJRなど旧共済組合等への支援金

○掛金の内訳(加入者負担分)

- 短期給付掛金には支援金等の特定保険料率に相当する掛金分が含まれています。内訳は①のとおりで、それぞれの割合と金額は全加入者の標準給与月額平均額380,000円(20年度)をモデルに計算しています。
- 長期給付の掛金は、基本的に年金給付に充てるためのものであり、その原資として年金資産の運用益や補助金が入っています。給付や拠出金の費用は、掛金を含めた財源で賄われることから内訳は出ていません。②は全加入者の標準給与月額の平均額360,000円(20年度)をモデルに加入者分の掛金を計算したものです。
- 短期給付及び長期給付の掛金は賞与にもかかります(介護分掛金も同様です)。掛金率は標準給与月額に乘じる率と同じ率です。
- 掛金は加入者と学校法人等が折半して負担することになっています。①及び②の「掛金率・掛金額」欄に表示している加入者分の掛金額と同額を学校法人等も負担します。

①【短期給付掛金】(20年度)

【介護分掛金】

標準給与月額 の平均額	掛金率・掛金額		うち給付費	うち後期高齢者 支援金	うち前期高齢者 納付金	うち病床転換 支援金	うち老人保健 拠出金	うち退職者 給付拠出金	掛金率
380,000円	率	3.260%	1.847%	0.5305%	0.374%	0.0005%	0.0545%	0.2925%	0.4165%
	額	12,388円	7,019円	2,016円	1,421円	2円	207円	1,112円	1,583円

②【長期給付掛金】(20年度)

標準給与月額 の平均額	掛金率・掛金額	
360,000円	率	6.115%
	額	22,014円

掛金率の内訳として表示している給付分及び支援金等の率は、国等に納付した支援金や納付金等の総額を加入者数で除したものです。また、標準給与月額の平均と標準賞与年額の平均の合計の率での計算となっていますので、参考値になります。

○掛金総額

- 加入者数(20年度末)

短期給付加入者
493,887人

長期給付加入者
472,032人

加入者一人一人の掛金納付

- 納付掛金額

短期給付掛金額
1,927億7千万円

介護分掛金額 145億5千万円
(40歳～64歳加入者及び被扶養者)

長期給付掛金額
3,189億8千万円





〒113-8441

文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立貯金 後期申し込み締め切り 残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは**10月23日(金)**(私学事業団必着)までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」及び貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は、10月上旬に学校法人等あてに送付します。

加入者向広報「レター」11月号等の送付

加入者向広報「レター」11月号、「私学共済ブック」**2009**〔給付編〕、積立共済年金の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等あてに送付します。

※共済定期保険のパンフレットは、別便にて10月下旬に送付します。

電話による健康増進・介護相談サービス

東京臨海病院では、電話による健康増進・介護相談サービスを実施しています。健康上の不安や家族を介護するうえでの悩みなどについて、メディカルソーシャルワーカーが直接お答えするホットラインです(内容によっては、医師と相談のうえお答えします)。

東京臨海病院 医療福祉相談室

☎0120(684)550

プライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください(携帯電話・PHSからも相談することができます)。

◆相談を受けられる人

- ・加入者(任意継続加入者を含む)及びその家族
- ・75歳以上の教職員等及びその家族
- ・年金者及びその家族

◆相談できる日時

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

◆相談費用

通話料、相談料ともに無料

◆相談できる内容

健康相談、介護相談、介護情報

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

年末調整用証明書の送付

①積立共済年金加入者

10月上旬に、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を積立共済年金加入者の届出住所あてに送付します。

②共済定期保険加入者

10月末頃に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届出住所あてに送付します。

③住宅貸付借受者

平成20年12月までに住宅貸付を借り受けた人で「住宅借入金等特別控除」の対象となる人にかかる平成21年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等あてに送付します。

※21年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、22年1月中旬に学校法人等あてに送付します。

10月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 9月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 11月2日送金申込・任意償還申出締切
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 後期加入申込・払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日(水)	掛金 9月分口座振替(自振校のみ) 貸付 10月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	貸付 11月24日送金申込締切

11月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金 9月分納期限 貸付 送金 積立共済年金 後期加入申込開始 共済定期保険 後期加入申込開始
6日(金)	貸付 10月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)

INFORMATION

「月報私学」をご活用ください

○月報私学の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等あてに送付しています。
個人購読のご希望はお受けしていません。

限られた部数の送付となりますので、本誌を広く
ご活用いただくためにも、法人等内での各部署への
回覧にご協力をお願いいたします。

○ホームページをご活用ください

本誌の内容は、本事業団ホームページ(http://www.shigaku.go.jp/g_geppo.htm)にも掲載しています。当月号だけでなくバックナンバーもご覧になれますので、ご活用ください。

○ご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の
皆様に役立つ情報を提供したいと考えています。

内容の充実を図るため、皆様から本誌に対するご
意見、ご要望をお待ちしています。

○表紙写真を募集しています

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集していま
す。四季折々の学園風景など、学園の個性豊かな写
真をお待ちしております。詳しくは本誌第139号(21
年7月号)のINFORMATIONをご覧ください。

○応募・問い合わせ先

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎ 03(3230)7810・7811 / Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

☎ 03(3230)1321(代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

第9回私学振興債券の発行について

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する
資金その他経営に必要な資金について、長期・固定の貸
付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、21年11月に「第
9回私学振興債券」(10年債)を発行する予定です。

財務部 経理第一課

☎ 03(3230)7272・7273

Eメール keiri1@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等につ
いては電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を
「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認くだ
さい。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子
窓口」をご利用ください(一部、紙媒体で提出の場合があ
ります)。

助成部 補助金課

☎ 03(3230)7300 ~ 7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成22年度「学術研究振興資金」及び
「若手研究者奨励金」の公募締め切りについて

平成21年9月1日付で、大学・短期大学・高等専門学校
法人あてに送付しました標記の研究計画書の提出締め切
りが近づいています。

応募される学校法人は、期限までに「研究計画推薦書」、
「研究計画調書」等必要書類を私学事業団寄付金課までご
提出ください。

なお、公募要領、公募様式等については、本事業団ホー
ムページ(<http://www.shigaku.go.jp/>) 私学振興事業本
部「学術研究振興資金」から「平成22年度学術研究振興資
金公募様式等」及び「平成22年度学術研究振興資金(若手
研究者奨励金)公募様式等」をご覧ください。

提出期限 平成21年10月23日(金)

助成部 寄付金課

☎ 03(3230)7315 ~ 7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

大阪で遊ぼう！らくらく宿泊プラン

●大阪が初めての方も安心

お選びいただいた行楽地(海遊館、大阪城、万博記念公園、ユニバーサルシティ駅のいずれか)までタクシーでお送りします。

※出発地は大阪ガーデンパレスに限定させていただきます。

※タクシーは1グループ(2～4名様)1台で片道のご利用になります。

●帰りは手ぶらで

タクシーの利用を希望されない方は、宅配便配送に変更することができます。

※宅配便は1室につき2個口(上限4,000円)までとさせていただきます。

1泊食事なし

ツインルーム

トリプルルーム

和室

13,000円(税込み)

2名様利用1室料金

16,000円(税込み)

3名様利用1室料金

18,000円(税込み)

4名様利用1室料金



万博記念公園(写真提供:独立行政法人日本万国博覧会記念機構)



海遊館

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211
 (JR「新大阪」駅西口から徒歩10分。地下鉄「新大阪」駅②号出口よりシャトルバスを運行)
<http://www.hotelgp-osaka.com>

融資事業のご案内

平成21年度融資のお申し込み受け付け中です!

■融資金利表(平成21年10月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	1.9 年%	1.2 年%	1.1 年%
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のための 土地買収事業等 (特別施設費)	2.0	1.3	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.8
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.2	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

施設整備に、
 「安心で安定感ある」事業団資金を
 ご利用ください。

融資のご相談もお待ちしています。

下記までお気軽にお問い合わせください!

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862 ~ 7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

富山県唯一の中高一貫校で楽しく学校生活を送る生徒たち

平成17年4月に中学部、20年4月に高等部が開校した富山県初の中高一貫校です。「考・恩・徳」の教育理念のもと、「全人教育」を実践しています。